

武藏野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u> (1) 電子情報処理組織を使用	目次 <u>第4章 雜則（第53条）</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略)	目次の章の追加 項の削除

する方法のうちア又はイに
掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の
使用に係る電子計算機と
利用申込者の使用に係る
電子計算機とを接続する
電気通信回線を通じて送
信し、受信者の使用に係
る電子計算機に備えられ
たファイルに記録する方
法

イ 特定教育・保育施設の
使用に係る電子計算機に
備えられたファイルに記
録された前項に規定する
重要事項を電気通信回線
を通じて利用申込者の閲
覧に供し、当該利用申込
者の使用に係る電子計算
機に備えられたファイル
に当該重要事項を記録す
る方法（電磁的方法によ
る提供を受ける旨の承諾
又は受けない旨の申出を
する場合にあっては、特
定教育・保育施設の使用
に係る電子計算機に備え
られたファイルにその旨
を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・デ
ィー・ロムその他これらに
準ずる方法により一定の事
項を確実に記録しておくこ
とができる物をもって調製
するファイルに前項に規定
する重要事項を記録したも

<p><u>のを交付する方法</u></p>		
<p><u>3 前項各号に掲げる方法は、</u> <u>利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p>		<p>項の削除</p>
<p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>		<p>項の削除</p>
<p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>		<p>項の削除</p>
<p>(1) <u>第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p>		
<p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p>		
<p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</u> <u>ただし、当該利用申込者が再</u></p>		<p>項の削除</p>

<p><u>び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>		
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p>	
<p>第38条 (略)</p>	<p>第38条 (略)</p>	<p>項の削除</p>
<p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p>		
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	
<p>第42条 特定地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>第42条 特定地域型保育事業者 (居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p>	
<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p>	
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所</p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所</p>	

<p>内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うにあたって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>	<p>内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項<u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による調整を行うにあたって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
--	--	---------------------------

	<p>が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち<u>次</u>に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>6 から 9 まで (略)</p>	
		字句の改正
		字句の改正

第4章 雜則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについてでは、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的

章の追加

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディイー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ

とができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、
教育・保育給付認定保護者が
ファイルへの記録を出力する
ことによる文書を作成するこ
とができるものでなければな
らない。

4 特定教育・保育施設等は、
第2項の規定により記載事項
を提供しようとするときは、
あらかじめ、当該記載事項を
提供する教育・保育給付認定
保護者に対し、その用いる次
に掲げる電磁的方法の種類及
び内容を示し、文書又は電磁
的方法による承諾を得なけれ
ばならない。

- (1) 第2項各号に規定する方
法のうち特定教育・保育施
設等が使用するもの
(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、
当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法に
より、電磁的方法による提供
を受けない旨の申出があった
ときは、当該教育・保育給付
認定保護者に対し、第2項に
規定する記載事項の提供を電
磁的方法によってしてはなら
ない。ただし、当該教育・保
育給付認定保護者が再び前項

の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第

	<p><u>2項各号</u>」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	
--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第23号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第53号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。